

2017年9月25日
全国港湾17発第15号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



当面の国民的諸課題の取り組みについて

全国港湾は、9月13～14日の2日間、豊橋市「シーパレス日港福」において第10回定期大会を開催し、16年度の総括と共に17年度の運動方針を確立した。大会後に開催された第1回中央執行委員会で当面する諸課題の取り組みについて確認した。

当面する国民的諸課題の取り組みについて、以下の取り組みを指示する。

記

1. 物流を止めないための「時間外労働の上限規制」の適用を求める請願署名について
 - (1) 取り組み期間は、10月31日とする。
 - (2) 対象は、各単組・地区港湾をはじめ、組合員はもとより、職場関係、家族や友人など可能な限り多くの人に呼び掛けて取り組むこと。
 - (3) 取り組み方法
 - ① 地区港湾単位で取り組むこと。また、地区港湾のない各職場においては、単組単位で取り組むこと。なお、署名用紙はコピーすること。
 - ② 各単組は、単組単位の取り組みとともに、地区港湾の取り組みの促進のための縦指示に取り組むこと。
 - ③ 各単組・地区港湾は、それぞれ集約のうえ全国港湾書記局に期日までに郵送のこと。
2. 首都圏建設アスベスト神奈川訴訟「判決報告集会」の取り組みについて
 - (1) 日 時：10月27日(金)18:00～
 - (2) 会 場：衆議院第一議員会館大会議室
 - (3) 動 員：各単組2名以上の動員(交通費及び日当を支給する)
3. JAL 一斉宣伝行動
 - (1) 日 時：10月30日(月) 18:00～19:00 JR品川駅港南口
 - (2) 動 員：各単組2名以上取り組むこと(交通費及び日当を支給する)

以 上

- <添付> ① 物流を止めないための「時間外労働の上限規制」の適用を求める請願署名への協力要請について
- ② 物流を止めないための請願署名用紙
- ③ 首都圏アスベスト神奈川訴訟判決報告集会の案内